

令和4年度福祉医療貸付事業の融資方針について

1 はじめに

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉医療政策に即して、民間の社会福祉事業施設及び医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の融資を実施することにより、福祉、介護サービス及び医療を安定的かつ効率的に提供する基盤の整備を推進している。

国においては、地域包括ケアシステムの推進や地域医療構想の達成に向けた取組みなど、社会保障制度の充実強化が進められており、今後とも社会福祉事業施設及び医療施設等を着実に整備していく必要がある。

また、社会福祉事業施設及び医療施設等を取り巻く環境は、これら施設に従事する職員の不足、厳しい財政状況を反映し、経営状況は益々厳しさを増している。

更に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する支援については迅速かつ機動的な対応が必要とされている。

このような状況を踏まえ、令和4年度における福祉医療貸付事業を適切に実施するため、以下のとおり予算を確保するとともに、融資方針に基づき事業を行う。

2 令和4年度予算

(1) 貸付事業規模

令和4年度予算においては、国の政策推進動向等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付事業枠として、貸付契約額8,686億円、資金交付額8,772億円を確保し、貸付原資として財政融資資金8,565億円、自己資金207億円（財投機関債200億円を含む。）を予定する。

(2) 融資条件の改善内容

令和4年度における融資条件の主な改善内容については、別添資料「令和4年度福祉医療貸付事業予算の概要」のとおり。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する対応については、令和4年4月以降においても当面の間、新型コロナウイルス対応支援資金による優遇融資を実施する。

3 基本的な融資方針

上記のことを踏まえ、福祉医療貸付事業においては、国の推進する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業、新子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備事業、スプリングラー整備事業、社会福祉施設の耐震化整備事業、病院の耐震化整備事業、医療機能分化の観点から特定病院の整備事業、中小規模病院の整備事業などの支援を重点的に行うこととし、原則として、借入申込みがあ

った施設等の整備計画が当該地域における介護保険事業計画、障害福祉計画及び医療計画等に沿ったものであり、当該自治体の福祉・医療政策上必要であると認められるものについて融資を行う。

また、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震、昨今の激甚災害の被災地支援のため、被災施設等に対する復旧・復興事業や、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者への支援に対しては、引き続き優先的に相談、融資を行う。

融資にあたっては、機構ホームページに公表している「融資のポイント」に基づき、次の事項を主な留意点として位置づけ、十分に確認しながら融資を進めることとし、被災施設や新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたしている事業者に対する支援等、特に緊急を要するものについては、処理を迅速化させ、事業者の資金需要に的確に対応する。

① 適切な事業計画

融資対象施設等の利用定員等が、当該地域の利用ニーズに比して過大で、施設開設後の稼働率が計画を下回り、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが見受けられることから、当該地域における利用ニーズが的確に反映された計画であるか。

また、施設開設までの経営資金（運転資金）については、概ね月額収入の 2 か月分の計上を目安としているが、近年の人材確保事情を踏まえ、不足した場合の資金調達方法等があるか。

② 収支差額に見合った借入額

整備面積が過大であったり、必要以上に過剰な設備であることなどにより施設整備費が多額となり、借入額も増大することで、結果的に借入金の償還額が融資対象施設等から得られる収支差額を上回ってしまうケースが見受けられることから、収支差額に見合った整備、借入額であるか。

なお、借入額は協調融資等も含めた借入金であり、原則として今次整備施設単体の収支差額で借入金返済が可能であるか。

③ ガバナンス態勢の確保

法人及び施設の経営にあたっては、法人代表者及び施設長等のリーダーシップとそれを支える経営管理態勢が確保され、財務内容が健全であることが重要であることから、ガバナンス態勢がどのように構築されているか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

④ 従業員の確保

近年、融資対象施設等の従業員については、その確保が難しくなっており、人員が確保できないことにより稼働率が低迷し、予定した収入が得られず業況が悪化し、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが散見されることから、従業員の確保計画が策定されているか、また、採用見込みは妥当か。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

⑤ 協調融資制度の推進

機構と民間金融機関との協調融資については、施設整備等に係る資金調達を円滑に進めることを目的として、その利用を促進してきたところであるが、近年における従業員の不足や厳しい施設経営状況を踏まえ、経営の安定化のための経営資金の確保など多様な民間金融機関の資金の役割も増していることから更なる協調融資（併せ貸しを含む。）の活用を推進する。

なお、平成 29 年度から融資対象面積が 5,000 m²を超える大規模施設の借入申込案件については、原則として協調融資の利用を前提とすることとしている。

⑥ 補助金等が交付されない整備

国、地方公共団体等の補助金・交付金等が交付されない整備事業については、施設等の安全確保、維持等のために必要な緊急性の高いものにあつては、当該自治体の意見を踏まえ、融資対象とする。

令和4年度福祉医療貸付事業 予算の概要

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部

目次

I	福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画	……	1
II	貸付条件の改正（新規（拡充）事項）	……	2
III	貸付条件の改正（継続事項）	……	10
IV	貸付制度の見直し	……	13

I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 予算額		令和4年度 予算額		対前年度 (建築資金等)	
		建築資金 等	コロナ	建築資金 等	コロナ	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,770	4,601	1,408	2,966	△362	△20.5%
	資金交付	1,669	4,601	1,620	2,966	△49	△2.9%
医療貸付	貸付契約	1,100	10,389	1,182	3,130	82	7.5%
	資金交付	1,085	10,389	1,056	3,130	△29	△2.7%
合 計	貸付契約	2,870	14,990	2,590	6,096	△280	△9.8%
	資金交付	2,754	14,990	2,676	6,096	△78	△2.8%

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- （1）感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設
- （2）デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

◎ 福祉貸付事業

- （3）保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

◎ 医療貸付事業

- （4）複数医療機関の再編・統合に係る融資条件の優遇措置の創設
- （5）介護医療院に係る融資制度の追加措置及び融資条件の拡充

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（１）感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設

《取扱期間》
令和11年度まで

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染症対策を伴う施設整備の必要性が高まったことから、福祉貸付事業においては、感染者用の個室の設置や陰圧・空調整備等を伴う施設整備を行う社会福祉施設等、医療貸付事業においては、感染症専用外来や感染症病床の設置、陰圧・空調整備、動線確保などを伴う施設整備を行う医療施設等に対し、優遇融資を実施します。

【福祉貸付事業】

※ 太字下線部分を変更

区分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
融資率	70～80%	<u>95%</u>
貸付利率	基準金利～基準金利+0.5%	<u>基準金利</u>

【医療貸付事業】

区分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
融資限度額	500万円～12億円	<u>所要額の95%</u>
貸付利率	基準金利～基準金利+0.5%	<u>基準金利</u>

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（２）デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

《取扱期間》
令和4年度まで

官民挙げたデジタル化の加速を受け、医療・福祉分野における国民の健康増進や医療・介護の質・生産性の向上、現場の働き方改革の一層の推進につながるよう、介護ロボット・ICTの導入等に係る優遇融資を実施します。

【福祉貸付事業】

※ 太字下線部分を拡充

区分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設	社会福祉事業施設	同左
貸付利率	貸付利率（※1） + 0.3%又は+ 0.5%（※2）	基準金利 + 0.3%又は+ 0.5%（※2） （据置期間中無利子）（※3）
無担保貸付	3,000万円	同左

（※1）基準金利+政策金利（+0.1~0.5%）

（※2）一定の利率を上乗せすることにより無担保限度額の引き上げの優遇を行う。

（貸付金額が500万円超2,000万円未満は0.3%、2,000万円以上3,000万円以下は0.5%）

（※3）据置期間中無利子は国庫補助等対象事業に限る。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

【医療貸付事業】

※ 太字下線部分を拡充

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設	介護老人保健施設・介護医療院	左記に加え、 <u>病院（※1）、診療所、助産所、医療従事者養成施設及び指定訪問看護事業</u>
貸付利率	貸付利率（※2） + 0.3%又は+ 0.5%（※3）	<u>基準金利</u> + 0.3%又は+ 0.5%（※3） <u>（据置期間中無利子）（※4）</u>
無担保貸付	3,000万円	同左

（※1）1品の価格が5,000万円以上のものに限る。

（※2）基準金利+政策金利（+0.8%）

（※3）一定の利率を上乗せすることにより無担保限度額の引き上げの優遇を行う。

（貸付金額が500万円超2,000万円未満は0.3%、2,000万円以上3,000万円以下は0.5%）

（※4）据置期間中無利子は国庫補助等対象事業に限る。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉貸付事業

（３） 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

《取扱期間》
令和6年度まで

保育関連施設等の整備については、待機児童の早期解消に加え、社会における女性活躍の取組推進による女性の就業率の上昇に対応するための保育の受け皿の更なる整備が必要とされていることから、保育関連施設等に係る優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設	保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、認可を目指す認可外保育施設、放課後児童健全育成事業、企業主導型保育事業	同左
償還期間 (据置期間)	20年以内 (2年以内)	<u>30年以内</u> <u>(3年以内)</u>
貸付利率	基準金利同率 (据置期間中無利子)	同左
融資率	90%	<u>95%</u>

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 医療貸付事業

（４）複数医療機関の再編・統合に係る融資条件の優遇措置の創設

《取扱期間》
令和4年度まで

複数医療機関の再編・統合については、厚生労働大臣の再編計画の認定を受けた医療機関に対して、再編計画の実行に伴う資産等の取得に必要な費用を融資対象とし、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区分	[新たな融資条件]	(参考) 地域医療構想を推進するための優遇融資
対象施設	病院、有床診療所 <u>(厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)</u>	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)
資金種類	増改築資金	同左
償還期間 (据置期間)	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）	同左
融資限度額	<u>所要額の95%</u>	同左
貸付利率	<u>基準金利</u> <u>(据置期間中無利子) (※1)</u>	基準金利 (当初5年は基準金利▲0.5%～▲0.1%) (※2)

(※1) 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限る。

(※2) 当初5年の優遇は地域医療介護総合確保基金対象事業で減床を伴う場合に限る。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

※ 太字下線部分を変更

区 分	[新たな融資条件]	(参考) 地域医療構想を推進するための優遇融資
対象施設	病院、有床診療所 <u>(厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)</u>	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)
資金種類	長期運転資金	同左
償還期間 (据置期間)	<u>10年以内（4年以内）（※1）</u>	同左
融資限度額	<u>病院 5億円（※1）</u> <u>有床診療所 3億円</u>	同左
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は 1,000万円) (※2)	同左
貸付利率	<u>基準金利</u>	基準金利 + 0.3%

(※1) 廃止される病院の残債に対して融資する場合（必要な補助が交付される場合に限る）は、償還期間（据置期間）を15年以内（2年以内）、特に必要と認められる場合は20年以内（2年以内）とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資（併せ貸しを含む）の利用を原則とする。

(※2) 償還期間5年以内に限る。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 医療貸付事業

（５）介護医療院に係る融資制度の追加措置及び融資条件の拡充

介護医療院については、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、地域包括ケアシステムの構築を推進するために必要な役割を担っていることから、貸付対象施設の拡充等を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

融 資 制 度	[新たな融資条件]
経営安定化資金	対象施設に「 <u>介護医療院</u> 」を追加 (融資条件は病院・介護老人保健施設と同条件とする)
持分なし医療法人への移行に係る経営安定化資金	<u>同上</u>
感染症等に係る長期運転資金	<u>同上</u>
耐震化整備事業	<u>融資限度額を所要額の95%とする</u>

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（1）新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇融資

◎ 福祉貸付事業

（2）日常生活支援住居施設の優遇融資

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（1）新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇融資

福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

優遇融資の詳細（Q&A、借入申込書、実施期間等）につきましては、HPをご覧ください。か、下記連絡先までお問い合わせください。

電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【新型コロナウイルス対応支援資金専用HP・連絡先】

- ・ https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/
- ・ 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862
- ・ 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863



※ 1 既に福祉医療貸付の融資を受け、現在ご返済中のお客様を対象とし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある場合は、元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

※ 2 令和4年4月以降においても、当面の間継続する予定です。

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉貸付事業

（２）日常生活支援住居施設の優遇融資

生計困難者の受け皿としての機能を求められた無料低額宿泊施設については、社会福祉法改正に伴い法令上の規制を強化するとともに、利用者の日常生活上の支援を提供するため生活保護法を改正し「日常生活支援住居施設」が創設されたことから、当該施設に対する融資を令和2年度から開始しております。

令和4年度以降においても、引き続き融資を実施します。

※ **太字下線部分を変更**

区分	[融資条件]	(参考) 無料低額宿泊施設に対する融資条件
貸付の相手方	社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人 一般社団・財団法人、NPO法人	社会福祉法人、日本赤十字社
貸付利率	基準金利	基準金利
融資率	75%	75%
償還期間 (据置期間)	20年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)
取扱期間	<u>恒久化</u>	—

IV 貸付制度の見直し

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- (1) 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る災害復旧資金の廃止
- (2) 平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害に係る災害復旧資金の廃止

◎ 福祉貸付事業

- (3) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置の廃止

お問い合わせ先



◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区 分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9937
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (Tel.03-3438-4756) にお問い合わせください。

◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区 分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9282
医療貸付事業		